

201405019A

厚生労働科学研究費補助金

厚生労働科学特別研究事業

老人福祉施設における出張理容・出張美容の実施に関する調査研究

平成26年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 阪東 美智子

平成27(2015)年3月

厚生労働科学研究費補助金

厚生労働科学特別研究事業

老人福祉施設における出張理容・出張美容の実施に関する調査研究

平成26年度 総括・分担研究報告書

研究代表者	阪東美智子	国立保健医療科学院	主任研究官
研究分担者	小林 健一	国立保健医療科学院	上席主任研究官
	金 勲	国立保健医療科学院	主任研究官
	大澤 元毅	国立保健医療科学院	主任研究官
	森川 美絵	国立保健医療科学院	特命上席主任研究官
研究協力者	林 基哉	国立保健医療科学院	統括研究官
	開原 典子	国立保健医療科学院	主任研究官

平成27（2015）年3月

目 次

I. 総括研究報告

- 老人福祉施設における出張理容・出張美容の実施に関する調査研究 ----- 1
阪東美智子

II. 分担研究報告

第1部 特別養護老人ホームにおける施術環境等の状況に関する実態調査

1. 全国の特別養護老人ホームにおける出張理容・出張美容の状況 ----- 11
阪東美智子
 (資料1) 特別養護老人ホーム（地域密着型を除く）における理容・美容に関する調査票
 (資料2) 特別養護老人ホーム（地域密着型を除く）における理容・美容に関する調査集計表
2. アンケート調査自由記載にみる特別養護老人ホームの出張理容・出張美容に対する取組みと課題 ----- 45
小林健一、森川美絵、阪東美智子

第2部 老人福祉施設における訪問理美容の実証調査

3. 調査対象施設の概要と施術環境 ----- 55
大澤元毅、阪東美智子
 (資料1) 施術環境に関する調査票
 (資料2) 理美容空間平面図
4. 室内環境測定 ----- 75
金勲、林基哉、開原典子、大澤元毅
5. 生理量の測定 ----- 89
開原典子、林基哉、金勲、大澤元毅
 (資料) 入所者の状況に関する調査票
6. 出張理美容による施術及び環境の被施術者への実態調査に関する統計解析 ----- 107
林基哉、金勲、開原典子、大澤元毅

I. 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

総括研究報告書

老人福祉施設における出張理容・出張美容の実施に関する調査研究

研究代表者 阪東 美智子 国立保健医療科学院 主任研究官

研究要旨

老人福祉施設における出張理容及び出張美容の適切な実施に資するため、実施に必要な具体的な留意事項等を体系的にとりまとめ、理容や美容を受けることによる施設の高齢者の心身に対する効果や影響に関してエビデンスを集積することを目的とした。

本研究では、特別養護老人ホームにおける施術環境等の状況に関する実態調査（アンケート調査）と老人福祉施設における訪問理美容の実証調査（観察・実測調査）の2つの調査を軸とした。

アンケート調査からは、出張理容・出張美容はほとんどの施設で実施されていること、7割が理美容室以外の用途の部屋を施術場所として使用していること、理美容室以外の施術場所は施術環境としての条件が十分に整備されていないこと、施術内容はカットのみに限定され洗髪の実施は少ないこと、などが明らかになった。観察・実測調査からは、施術時間は30分弱であり身体への負担はほとんどないこと、要介護度が重い場合も施術者の工夫によって身体に大きな負担を受けることなく施術が行われていること、出張理美容はストレス値の高い人にとってはそれを低減させる可能性があること、室内環境では照度の影響がみられ解放的で明るい空間が好まれていること、などが示唆された。

これらの結果を踏まえて、出張理容・出張美容をさらに適切に実施していくために必要な留意事項等を、施術場所と施術内容の関係などから考察し整理した。あわせて、施術者の労働環境としての視点から、施術環境の課題についても整理を行った。

研究分担者

小林健一・国立保健医療科学院 上席主任研究官

金勲・国立保健医療科学院 主任研究官

大澤元毅・国立保健医療科学院 主任研究官

森川美絵・国立保健医療科学院 特命上席主任研究官

研究協力者

林基哉・国立保健医療科学院 統括研究官

開原典子・国立保健医療科学院 主任研究官

A. 研究目的

疾病等の理由により、一般の理美容所に行くことが出来ない高齢者・療養者等に関しては、理容師法施行令及び美容師法施行令に「理容所（美容所）以外の場所で業務を行うことができる場合」の規定が設けられており、高齢化の進展に伴って、理容師又は美容師が在宅や老人福祉施設に赴き、高齢者に対して理容又は美容の

サービスを行う（以下、「出張理容・出張美容」という。）ケースが増えている。特に、入所者の重度化が進む介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）においては整容等の介護を適切に行うことが求められ、老人福祉施設においてもその実施に関して理解を深めていくことが重要となる。近年は専用の理美容室等を備える施設も見受けられるが、施設側は理美容について必ずしも十分な知識を有しているわけではないことから、現状では、老人福祉施設における理美容に係る施術・洗髪等のための設備等の施術環境や受け入れ体制はまちまちである。

出張理容・出張美容に関しては、介護保険制度以前の1999年度に、財団法人全国生活衛生営業指導センターが「訪問理美容福祉モデル事業」を実施し、理美容業者・業界の視点から、その評価と事業推進のための課題を整理している。その後、出張理容・出張美容については、理容所・美容所における衛生管理に準じて適切な衛生管理が行われるよう、平成19年に厚生労働省健康局から「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」が示されており、出張理容・出張美容を行う者にはこれに基づき衛生管理が適切に行われるよう指導が行われている。さらに、高齢者に係る出張理容・出張美容については、高齢者の心身の状況を踏まえた衛生管理に特段の留意が求められることから、平成25年12月に厚生労働省健康局及び老健局の連携のもと、老人福祉施設においても施術の適切な場所の確保や洗髪のための設備等施術環境について配慮を求める旨の通知が発出されたところである。

これを踏まえ、老人福祉施設において必要な設備等施術環境を整え、高齢者の心身の特性に応じた適切な出張理容・出張美容が行われるように配慮していくとともに、理美容の事業者と施設との協力・連携のもとに高齢者の心身の特

性を踏まえたサービスの向上を図ることが求められている。

こうした背景から、本研究では、老人福祉施設における出張理容及び出張美容の適切な実施に資するため、これらの実施に必要な具体的な留意事項等を体系的にとりまとめる。本研究が理容や美容を受けることによる施設の高齢者の心身に対する効果や影響に関してエビデンスを集積することによって、施術環境の確保等に関する施設の関係者の理解の醸成にも資すると考えられる。

B. 研究方法

本研究は、以下の2つの調査を軸とする。

1) 特別養護老人ホームにおける施術環境等の状況に関する実態調査（アンケート調査）

出張理容・美容の実施の実態を量的データによって明らかにするために、老人福祉施設のうち、入所者の重度化が進む特別養護老人ホームを対象に、理美容の施術環境の状況等に関して全国調査を行う。

研究デザインは、横断研究である。対象は、全国の特別養護老人ホーム（地域密着型を除く）の全数で、対象施設のリストは、株式会社ウェルネスが国際医療福祉大学の高橋泰教授と共同開発してHP上で無償公開・提供している二次医療圏データ「全国特別養護老人ホーム一覧データ」¹⁾を使用した。自記式質問紙を各施設に郵送し、返送用封筒により回収した。主な調査項目は、出張理美容の実施の有無、事業者の選定方法、施術場所、施術環境、実施頻度、施術内容、施術時間等である。

データはSPSSを用いて分析を行った。単純集計により全国の特別養護老人ホームにおける出張理美容の実態を把握し、とくに出張理美容の実施場所と場所の詳細について、通常の理美容所の環境条件を参考に分析した。また、施

設の建築年や施設規模など建物の条件と出張理美容の実施場所との関連等について検討を行った。

2) 老人福祉施設における訪問理美容の実証調査（観察・実測調査）

老人福祉施設における、訪問理容・訪問美容の実態について、施術時間やサービス内容などの実態を把握するとともに、施術が高齢者にもたらす心身への負担や満足度等の効果等に係るデータを収集し、施術環境や施術に関する課題、留意事項等を明らかにするために、特定の施設において施術の観察および施術を受けた入所者、施術に関与した理美容師や施設職員（介護職）に対する調査を行う。

研究デザインは、事例研究である。施術環境や施術状況の観察を行うほか、出張理美容による心身の負担量を知りこれを調整する方策を洞察することによってより良い出張理美容のあり方を検討するために、施術の前後比較研究を行う。対象となる施設や理美容師は、本研究の目的に理解を得られた全国理容生活衛生同業組合連合会と全日本美容業生活衛生同業組合連合会の協力を得て、首都圏域に立地する老人福祉施設で出張理美容を実施している理美容師（各施設 2～3 人）とその実施施設 4～10 か所（理容・美容それぞれ 2～5 か所程度）の紹介を受けるコンビニエンスサンプリングとする。サンプル数は、武藤他（2013）²⁾、財団法人全国生活衛生営業指導センター（2000）³⁾のサンプル数を参考にし、かつ観察研究を行う上での実施体制や、対象者が要介護度の高い高齢者であるため健康状態を含め対象者確保の可能性を鑑みて、1 施設あたり 10～20 人程度、全施設で合計 100 人程度を目標とした。

これらの施術について、現場で直接観察、計測、質問紙を用いた対面調査等を行い、以下の

項目について資料を収集した。

- ① 施術状況に関する項目（各入所者に対する施術状況を調査員が観察し記録。）
- ② 施術環境に関する項目（施術場所の環境を調査員が観察・測定し記録。）
- ③ 施術前後の入所者の心身の変化に関する項目（施術前後に調査員が入所者の血圧・脈拍（飽和酸素度含む）・体温・唾液アミラーゼ等を計測し記録。）
- ④ 施術に関する入所者の評価に関する項目（施術後に調査員が入所者に調査項目に沿ってインタビューを実施。）
- ⑤ 施術に関する理美容師の評価に関する項目（施術後に調査員が理美容師にインタビューを実施。）
- ⑥ 施術に関する施設職員（介護職）の評価に関する項目（施術後に調査員が施設職員（介護職）にインタビューを実施。）

施術環境に関する調査項目は、通常の理美容所に適用される保健所の環境衛生監視指導基準を参考にした。施術前後の入所者の心身の変化に関する項目は、本人の主観的評価（満足度等）のほかに、脈拍、血圧、体温、唾液アミラーゼ値をスケールとして使用した。

高齢者の整容・美容に関する調査研究は、平川他（2008）⁴⁾が指摘するようにほとんどなく、化粧を対象にしたものが若干みられるものの^{5), 6), 7)}、理美容に関するものは特に少ない。化粧の効果を検証した研究では一般高齢者や老人保健施設の入所者など比較的要介護度が低い高齢者を対象に、心理的尺度や生化学検査を使用している。一方、本研究では要介護度の高い高齢者を対象とするため、設問数の多い QOL 評価尺度を用いたアンケートの実施や負担の大きな生化学検査の実施は困難である。そ

こで、高齢者等を対象としたリラクゼーション効果に関する既往研究を検証した鈴木他(2009)⁸⁾を参照し、これまでの研究で測定用具として最も用いられている「生理学的指標」を用いた測定で「心拍・脈拍数」「血压」「腋窩温」「皮膚表面温度」が上位5位までを占めていることから、本研究でも、脈拍、血压、体温をスケールとして使用することとした。また、唾液アミラーゼ値は11位であることや非侵襲で対象者から生理データを取得できることに加えて、武藤他(2013)²⁾でも使用されていることから測定項目に加えた。

収集したデータの分析には、統計解析ソフトJMPを用い、入所者の要介護度と施術環境・施術姿勢との関連、入所者の要介護度と施術前後の心身の変化との関連、入所者の満足度と施術前後の心身の変化との関連、施術環境と入所者・施術者の評価との関連等について検討を行った。

上記と並行して出張理容・出張美容を実施している特別養護老人ホームの施設職員および理容師・美容師に対するインタビューを行い、1)及び2)の調査結果と合わせて考察を行い、出張理容・出張美容の実施に必要な具体的な配慮事項や留意事項等を抽出し、これらを体系的に整理し、老人福祉施設における出張理容・出張美容の取扱いに関するあり方を検討した。

(倫理面への配慮)

アンケート調査については、個人に関する情報を含まない内容とし、無記名の自記式質問紙調査を郵送配布・回収することにより施設職員や利用者個人が特定されないようにした。観察・実測調査については、関係者や対象者にインフォームドコンセントを行ったうえで、対象者の心身に特段の負担を与えないよう配慮す

るとともに、すべてのデータは、対象施設・者を匿名化して記録・分析を行った。

なお、本研究は、国立保健医療科学院研究倫理審査委員会の承認(NIPH-IBRA#12088)を得て実施した。

C. 研究結果

(1)特別養護老人ホームにおける施術環境等の状況に関する実態調査

老人福祉施設における出張理容・出張美容の実態について、とくに施術場所とその環境を明らかにすることを目的に、全国の特別養護老人ホームを対象にアンケート調査を行った。

出張理容または出張美容を実施している特別養護老人ホームは95%であり、出張理容の方が出張美容よりも実施率が高かった。施術場所は、専用に設計された理美容室を使用している施設が約3割あったほか、共同リビングや居室、廊下など多岐にわたっていた。理美容室は、2000年以降に建築された新しい施設や延床面積5,000㎡以上の大きな施設で使用されている割合が高かった。理美容室はそれ以外の場所よりも施術環境としての条件が整備されており、洗髪やパーマ、白髪染めなど施術メニューが多かった。逆に理美容室以外の場所での施術は、水回り等の面で課題があり施術内容もカットのみに限定される傾向が見られた。

さらに自由記載の整理から、出張理容・出張美容は、地域の理美容室を利用できない施設入所者にとって貴重なサービスであるだけでなく、ケアの一環としての価値を有していることが伺えた。理美容師との調整や日程考慮、衛生面の配慮など様々な工夫が行われている一方で、施術のための施設環境整備、利用者数とサービス提供頻度のバランス、認知症に対する理解度、利用者および家族の意思尊重などにおいて課題があることも示唆された。

(2) 老人福祉施設における訪問理美容の実証調査

関東地方に立地する特別養護老人ホーム、老人保健施設および有料老人ホーム、計6施設8建物10空間において、延べ86名の高齢者を対象に実態調査を実施した。

調査対象施設では、設計時から理美容室として企画された空間のほか、清掃や洗髪の利便から脱衣室を使用している場合や明るい廊下で施術している場合などが見られた。これらの概要と施術の建築環境・仕様に関する資料から、出張理美容を受け入れる施設側のハード・ソフトの課題や建築環境の観点から改善の余地が指摘された。

施術場所における空気環境の測定では、全体的には温度環境は良好に管理されていたが、相対湿度は多くの施設で40%を下回っていた。ただし、狭い空間に利用者、施術者が複数いること、水やお湯の使用があることなど、普段より水分発生量が多いため、既往研究⁹⁾から報告されている湿度より多少高かった。施術環境としては、温度及びCO₂濃度に大きな問題はなく、湿度がやや低いことは改善の必要があった。

一方、分布や変動幅が大きく、理美容師の施術や利用者への気分などに最も影響していると考えられる環境要素は照度であった。専用の理美容室を設置している場合は、安定した環境が確保できており、廊下や地域交流室など解放感のある明るい空間も比較的よい照度環境になっていたが、一部施設では日射の影響で明るさの変動が激しいところがみられた。

次に、施術対象者である施設入所者の生理学的項目の測定を行い、対象者の体調の把握と、施術が対象者にもたらす心身への負担や満足度などの検討を行ったところ、体温、血圧、脈拍、酸素飽和度を施術前後に測定することで、

対象者の体調が把握できたものの、施術による効果を定量的に示すには至らなかった。ストレス度合いを判定できる唾液アミラーゼの測定では、施術後に値の小さくなる対象者が過半を占め、施術後にストレス度が小さくなっていることが明らかになった。

最後に、出張理美容による施術及び環境の施術対象者への影響を明らかにするために、施術環境測定結果、対象者の生理データ及び感想等のデータを用いて統計解析を行った。一変量分布により全体像を把握した後、関連性が考えられる二変量の関係を確認した。さらに、要因分析が必要な項目について、関連する複数の要因を用いた重回帰分析を行い、以下の結果を得た。

①施術者及び施術の概要：6施設の出張理美容の施術対象者86名の平均年齢は85歳で、要介護度の年齢による偏りはないが、女性の対象者が多かった。カット主体の平均27分の施術が行われているものの、カラーやパーマの要望のあることが示された。施術対象者による施術後のインタビューにおいて、出張理美容や理美容師への好意的な意見が多数あった。

②被施術者の体調等：移動手段は、体温、脈拍、血圧、アミラーゼ（ストレス）に影響している。痛み・疲れは、施術後の血圧に、会話は施術後のストレスに影響している。ストレスを持った被施術者は、施術を受けることでストレスが低下する傾向がある。また、ストレスを持った被施術者は会話する傾向があり、そのストレスは施術後に継続する傾向がある。

③室内環境と体調等：施術場所に対する意見は施設によって差があった。また、施術場所に対する印象で照度が影響している可能性がうかがわれた。室内環境と生理データの関係では、室内温度と施術後の体温に関連性がみられた。

D. 考察

(1) 出張理美容の施術場所と施術内容

出張理容・出張美容は特別養護老人ホームのほとんどで実施されているが、施術場所としてもっぱら理美容室を使用しているのは3割であり、残りの7割はそれ以外の用途の部屋を施術場所として使用している。理美容室以外の用途の部屋は、水道、洗面台、鏡、照明など、施術に必要な条件を満たしていないことが多い。また、これらの部屋を施術場所としている施設は、理美容室が使われている施設よりも築年数が相対的に古く規模も小さいことから、水回りや空調等の設備や建物の断熱気密性も相対的に悪いと推測される。

理美容室以外の用途の部屋での施術はカットのみに限定される傾向があるが、これは施術場所の環境の制約によるものなのか、それともカットのみの施術であるから理美容室以外の用途の部屋でも施術場所として選択されているのか、因果関係は不明である。施術者の話では、理美容室があればそこを優先的に使用するということであるから、環境の整備次第で施術メニューが増える可能性はある。施術メニューを増やすためには、洗髪ができるかどうかは鍵である。洗髪サービスの提供が少ない理由として、①環境面からの制約、②コスト面からの制約、③利用者の心身状態からの制約、などが考えられる。①については、水道や洗面台を備えることが理想であるが、ポータブルの簡易洗髪台などを導入することで対応することも可能である。ただし、簡易洗髪台の使用の際には、補助を要する場合があります。利用者にとっては洗髪が増えることで金銭面の負担が増える。また洗髪から乾燥までの施術時間が余計にかかるため、利用者の身体的負担が増加する。このため、現行では、パーマやカラー・白髪染めなど洗髪が必要なメニュー以外

は洗髪を行わないところが多く、またパーマやカラー・白髪染め自体も洗髪を伴うために回避される傾向があると推察する。とはいえ、可能であればカットの後に洗髪をさせたいという気持ちは施術者も施設職員も持っているので、施設によっては入浴の日時に合わせて出張理容・出張美容を実施するなどの工夫をしているところが少なくない。

理美容室以外の用途の部屋での施術には別の弊害もある。施術の間はその空間の本来の用途での使用を一時的にはあるが遮断してしまうことである。このため、施術回数や施術時間が制約され、短時間に集中して多数の施術を行う傾向がみられる。1人あたりの施術時間は利用者の体力を考慮して短めに設定されている側面もあるが、場所の占有を極力短く抑えなければならないという側面もあると思われる。本来ならば、施術中の会話やゆったりとした時間の流れの中で行われる施術の楽しみも理美容には伴われるが、理美容室以外の場所での施術ではその実現は難しいといえる。

このことから、老人福祉施設には建設時から理美容室を計画することが望ましい。ただし、施術者からは、理美容室があっても使い勝手が悪いところがある、との意見がある。施設内の理美容室は出張理容・出張美容の施術時にしか利用されず利用頻度が低いために、十分に計画されていないことがある。計画時から事業者の意見を取り入れ設計に反映させることが求められる。

(2) 出張理美容の効果・影響

出張理容・出張美容では、カットのみの場合の施術は20~30分が目安であり、あまりに時間が長くなると体力的にもつらくなると言われている¹⁰⁾。今回の実態調査でも、カットを主体とした施術時間の平均は27分であり、目

安と言われる時間内に収まっていて、体力的な負担は少ないと推察される。これは、施術対象者である高齢者の生理データのうち、体温、血圧、脈拍、酸素飽和度の施術前後の測定値が施術前後でほとんど変化していないことから裏付けられる。実際の施術では、要介護度の低い人の方が長い時間の施術となる傾向があり、要介護度が高い場合はできるだけ身体的負担をかけないように施術時間を短くするよう配慮している状況が見て取れた。結果として、要介護度と生理データの間には有意な差はなく、要介護度が重い場合も施術者の工夫によって身体に大きな負担を受けることなく施術が行われていることがわかった。ただし、今回の調査では、ベッド上で施術を受けた利用者は、測定が困難であることから生理データを採集する対象には含めておらず、ベッド上の施術の効果・影響については今後さらなる調査が必要である。

一方、ストレス度合いを判定できる唾液アミラーゼのデータからは、会話を含む施術前後で若干の変化がみられることから、施術が精神に何らかの影響を及ぼしていることが推察される。変化には個人差があり、ストレス値が上がる場合と下がる場合がみられた。ストレスを持った被施術者は施術を受けることでストレスが低下する傾向があること、またストレスを持った被施術者は会話する傾向があり、そのストレスは施術後に継続する傾向があることなどがわかった。この他に、施術の基本的な影響として、施術後の血圧やアミラーゼが低下していた。このことから、出張理美容はストレス値の高い人にとってはそれを低減させる可能性があることが示唆される。ただし、唾液アミラーゼの計測においては、今回のような高齢者を対象とした場合、唾液の分泌量が少なくエラーが出て計測できなかったケースがあったので、そ

の計測方法も含めてさらなる検証が必要である。

室内環境では、照度の影響がみられ、解放的で明るい空間が利用者に好印象を与えていることが示唆された。

(3) 労働環境としての施術環境のあり方

施術者である理美容師の労働環境という視点からも、出張理美容の施術環境の検討は必要である。今回の調査でも、車いすやリビングいすに合わせて低い姿勢で長時間にわたって施術を行うために、施術者は腰痛やひざの痛みなどを感じていた。

また、重い荷物を持って訪問を行うことの身体的負担や、利用者だけでなく施設職員とのコミュニケーションの取り方にも気遣いが払われ精神的負担になっている状況がみられた。

施術空間では、高齢利用者がじっとしているのと対照に施術者は施術中絶えず動いており、加えて高齢利用者とのそもそもの温熱感の感じ方に差がある。

施術場所によっては十分な照明が得られず手元が暗くて産毛を見逃したり作業しにくいという意見があった。

このことから、施術者の労働環境として、たとえば以下のような点を考慮する必要があるだろう。

- 身体に過度な負担をかけない姿勢で施術ができるような施術用いすやシャンプー用いすの整備。ただし、車いす使用者にも移乗が可能なものや車いすのままでも使用できるような工夫が必要である。
- 出張施術者の準備や移動・後片付けの負担を軽減し、衛生面の向上も図るための、消毒機器や収納空間の整備。ただし、機器や空間整備のための費用を誰が負担するのかや、出張理美容日以外の機器の保管・維持

管理の問題がある。

- 出張理美容では、顧客である施術対象者以外に対象者の家族や施設職員に対する対応も求められることから、これらの人々と施術者の仲介・調整を行うための人的・経済的支援。
- 利用者と施術者の両者にとっての快適な温熱環境の整備。これについては、今後さらなる研究が必要である。
- 作業のしやすい照度の確保。とくに水まわりの利便性から施術場所として選択されることがある脱衣室や浴室は、手元の細かい作業には照度が不足する場合があるため、施術時にはライトなどを追加する工夫が必要である。

(4) 本研究の限界

本研究では、老人福祉施設のうち、要介護度が重い高齢者が利用する特別養護老人ホームを主たる対象とした。

そもそも特別養護老人ホームを対象としたのは、要介護度が高い対象者への効果・影響を調べることによって、高齢者の心身に対する効果や影響がより把握しやすいと考えたからである。しかし実際に調査を行ってみると、施術対象者の中には、寝たきりでベッド上でしか施術ができない人や、認知症のためにコミュニケーションが困難な人もいて、そもそも調査協力の確認・同意が取れず調査対象とはできない場合や、同意を得ても生理データの測定や感想・意見等を聞くことが困難な場合も多かった。このため、意図していたようなエビデンスを十分に集積することができなかった。

また、要介護度が重い高齢者の場合、理美容に対する本人の意識もあまり明確ではない。ヘアスタイルも本人よりは家族の意見が重視されているケースも少なくなかった。施設職員の

話では、パーマやカラーの要望は 100 人中数名程度しかないとのことであった。このため、理美容の効果・影響の検証にも限界があった。

施術者の話では、施術環境も、特別養護老人ホームと他の施設の間では異なっているようで、特別養護老人ホームは有料老人ホーム等に比べて理美容室の設置率が低いとのことであった。さらには、理美容の料金体系などにも違いがある。料金設定には規定はないが、施設ごとに相場が決められており、特別養護老人ホームなどでは地域の理美容組合がボランティア的な料金で理美容を提供してきた経緯などもあって、老人保健施設や有料老人ホーム等と比べて比較的安価な料金でサービスが提供されている。提供される施術の質や量、および施術に対する満足度や効果には料金の影響もある。

このようなことから、得られた結果は特別養護老人ホームの特性を反映したものであることは否めなく、すべての老人福祉施設に等しくあてはめられるものではない。

一方、出張理容・出張美容は、疾病その他の理由で理美容所に行くことが出来ない在宅の高齢者にも実施されている。在宅での施術環境は規模や設備をはじめ施設とは大きく異なっており、施設とは別の課題があると思われる。今後は在宅での施術環境についても調査研究が求められる。

E. 結論

老人福祉施設のうち、主に特別養護老人ホームを対象に出張理容・出張美容の実態を全国アンケート調査および施設における観察・実測調査によって明らかにした。

ほとんどの施設で出張理容・出張美容が実施されているが、専用の理美容室以外で施術を行っているところが多く、施術環境としての課題や提供される施術メニューにも影響している

ことなどが明らかになった。

また、施設職員は、出張理容・出張美容を、地域の理美容室を利用できない施設入所者にとって貴重なサービスであるだけでなく、ケアの一環として価値あるものと捉えていた。

一方、要介護高齢者を被験者とする限界から、理容や美容が施設の高齢者の心身に与える効果や影響については十分なエビデンスを集積するまでには至らなかったが、出張理美容はストレス値の高い人にとってはそれを低減させる可能性があることが確かめられた。

本研究では、これらの結果を踏まえて、出張理容・出張美容をさらに適切に実施していくために必要な留意事項等を、施術場所と施術内容の関係などから考察し整理した。

謝辞

本研究の実施にあたり、全国理容生活衛生同業組合連合会、全日本美容業生活衛生同業組合連合会をはじめ、調査にご協力いただいた施設関係者、理美容関係者、施設入所者とそのご家族のみなさまに感謝申し上げます。

F. 健康危険情報

特記事項なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

なし

【参考文献】

- 1) WELNESS. 2次医療圏データベースシステム 全国特別養護老人ホーム一覧データ Ver2.0.0.xls
http://www.wellness.co.jp/siteoperation/msd/index.php?mode=download_do&file=data_t (accessed 2013-11-08)
- 2) 武藤祐子, 富田知子, 西村伸大, 難波礼治. 美容室におけるリラックス効果の研究—アミラーゼ測定, アンケート調査による検討—, 日本公衆衛生雑誌, 60(10付), 610, 2013.
- 3) 財団法人全国生活衛生営業指導センター. 訪問理美容福祉モデル事業実施報告書, 2000.3.
- 4) 平川仁尚, 葛谷雅文, 加藤利章, 植村和正. 高齢者の整容・美容ケアに関する看護・介護職員の意識, ホスピスケアと在宅ケア, 16(1), 10-15, 2008-04.
- 5) 黒田暁子, 池見香織, 松井美帆. 高齢者に対する化粧教室の心理・社会的効果, ホスピスケアと在宅ケア, 17 (1), 6-9, 2009-04.
- 6) 堤雅恵. 老人保健施設入所者に対する化粧の効果, 山口県立大学看護学部紀要, (5), 75-80, 2001-03)
- 7) 作山美智子, 吉田寿美子, 荒川冨子, 中幡美絵, 石津憲一郎, 上埜高志, 安保秀勇. 化粧療法の健康増進に与える影響に関する研究, 総合ケア, 17 (5), 82-85, 2007-05.
- 8) 鈴木彩加, 大久保暢子. 看護分野におけるアロマセラピー研究の現状と課題, 聖路加看護大学紀要, (35), 17-27, 2009.
- 9) 金勲, 阪東美智子他, 公益財団法人日本建築衛生管理教育センター 建築物環境衛生管理に関する調査研究助成金 平成26年度 研究報告書 “社会福祉施設の環境衛生管理に関する調査研究(研究代表:金勲)”, 2015.03
- 10) 佐野美恵子. 最新家庭介護レポート・訪

問理美容サービスを活用しよう！（第2回）も
っと知りたい！訪問理美容のこと。

[http://www.caresapo.jp/kaigo/issue/83dn3a0
0000et7g.html](http://www.caresapo.jp/kaigo/issue/83dn3a00000et7g.html)(accessed 2015-02-25)

Ⅱ. 分担研究報告

第1部 特別養護老人ホームにおける施術環境等の状況に関する実態調査

1. 全国の特別養護老人ホームにおける出張理容・出張美容の状況

研究代表者 阪東 美智子 国立保健医療科学院 主任研究官

研究要旨

老人福祉施設における出張理容・出張美容の実態について、とくに施術場所とその環境を明らかにすることを目的に、全国の特別養護老人ホームを対象にアンケート調査を行った。

出張理容または出張美容を実施している特別養護老人ホームは95%であり、出張理容の方が出張美容よりも実施率が高かった。施術場所は、専用に設計された理美容室を使用している施設が約3割あったが、共同リビングや居室、廊下など多岐にわたっていた。理美容室は、2000年以降に建築された新しい施設や延床面積5,000㎡以上の大きな施設で使用されている割合が高かった。理美容室はそれ以外の場所よりも施術環境としての条件が整備されており、洗髪やパーマ、白髪染めなど施術メニューが多かった。逆に理美容室以外の場所での施術は、水回り等の面で課題があり施術内容もカットのみに限定される傾向が見られた。

A. 研究目的

出張理容・出張美容の実施の実態を量的データによって把握することを目的に、老人福祉施設のうち、要介護度の高い高齢者が入所する特別養護老人ホームを対象に、理美容の施術環境の状況等に関して全国調査を行った。

とくに、施術場所とその環境を明らかにすることを主眼とした。

B. 研究方法

自記式質問紙（資料1）を全国の特別養護老人ホーム（地域密着型を除く）に郵送し、返送用封筒により回収した。対象は、株式会社ウェルネスが無償公開・提供している二次医療圏データ「全国特別養護老人ホーム一覧データ」（2011.4現在）に掲載されているすべての特別

養護老人ホーム5,890箇所とし、未着を除く5,884通を送付し、2,211通を回収した。うち有効回収数は2,204（有効回収率 37.5%）であった。配布・回収期間は2014年12月から2015年2月である。

本章では、アンケート調査のうち、自由記載部分を除く設問の回答について、SPSSにより分析を行った。また、出張理容・出張美容を実施している特別養護老人ホームの施設職員および理容師・美容師に対してインタビューを行い、結果の解釈など考察の際の参考にした。

（倫理面への配慮）

質問紙は施設における出張理美容の施術実態（実施の有無、事業者の選定、施術場所、施術環境、実施頻度、施術内容、施術時間等）を

問うものであり、個人に関する情報は含まれない。また、無記名の自記式質問紙を郵送配布・回収するので、施設職員（介護職）や利用者個人が特定される内容のものではない。

研究に先立ち、国立保健医療科学院研究倫理審査委員会の承認（NIPH-IBRA#12088）を得た。

C. 研究結果（資料2参照）

1. 施設概要

施設の概要は以下のとおりであった。

（1）施設の所在地

すべての都道府県から回答があった。回収率は最も低いところで24.1%、最も高いところで54.7%であった。

（2）建物の構造

建物の構造別にみると、鉄筋コンクリート造が有効回答2,204施設のうち1,953施設（88.4%）と圧倒的に多く、次いで鉄骨造187施設（8.5%）となった。一方、木造は21施設（1.0%）と少なかった。

（3）建物の規模

2階建てが29.9%、平屋建てが23.9%で、低層の建物が過半を占めた。延床面積の平均は3,600㎡で、過半が3,000㎡以上であった。

（4）建築年

1991～2000年に建築されたものが35.2%、2001年以降が31.2%であった。

（5）定員・入所者数

定員は95%が50人以上であり、とくに「50～59人」が32.9%と多かった。100人を超える施設も19.0%と2割近くを占めた。

入所者数も定員とほぼ同じ傾向であった。

（6）入所者の平均要介護度

入所者の平均要介護度は90%以上の施設で要介護3以上であり、要介護4以上が46.0%であった。

2. 出張理容・出張美容の状況

施設における出張理容・出張美容の状況は以下のとおりであった。

（1）入所者の理髪等の担当者

「出張理容・出張美容の理美容師」が担当している施設が2,023施設（91.8%）と圧倒的に多かった。次いで、「家族・親族」589施設（26.7%）、「入居者が地域に出向く」486施設（22.1%）となっていた。また、「ボランティア理美容有資格者」310施設（14.1%）が担当している施設も1割を超えていた。

（2）出張理美容の実施の有無

出張理容を実施している施設は2,204施設中1,914施設（86.8%）を占め、ほとんどの施設にて実施していた。また、出張美容を実施している施設は1,109施設（50.3%）で、約半数の施設が実施していた。

出張理容と出張美容の両方を実施している施設は929施設（42.2%）であった。このうち35施設については、理容と美容が区別されずに実施されていた。

出張理容または出張美容のいずれかを実施している施設は2,094施設であり、全体の95.0%を占めた。

（3）出張理美容の実施頻度

出張理容・出張美容の実施頻度は、1か月あたり1～2回が主流を占めた。

1回あたりの実施時間は2～4時間程度が過半を占めた。

（4）利用者数・理美容師数

1回あたりの利用者数は10～20人前後であった。

また、理美容師数は1～3人程度であった。

（5）出張理容・出張美容の施術場所

「専用に設計された理美容室」で実施している施設が、理容602施設（31.5%）、美容333施設（31.0%）と多く、次いで「共同リビング」

で実施している施設が、理容544施設(28.4%)、美容266施設(24.8%)とかなり多くなっていた。また、「入所者の居室」が理容326施設(17.0%)、美容174施設(16.2%)、「廊下」が理容297施設(15.5%)、美容139施設(12.9%)なども比較的利用されていた。

「その他」と回答した施設も理容519施設(27.1%)、美容319施設(29.7%)と多かった。

「その他」の内訳は、車、会議室、ホール、洗面所・コーナー、リハビリ室、相談・面接・面会室、談話室・コーナー、洗面コーナー、交流スペース、多目的室、デイルーム、理美容コーナーなど多様であった。

このうち、最も使用する出張理美容の実施場所について回答を求めたところ、「専用に設計された理美容室」で実施している施設が、理容511施設(26.7%)、美容296施設(27.6%)と多かった。次いで「その他」が多く、第3位として「共同リビング」で実施している施設が、理容415施設(21.7%)、美容186施設(17.3%)となっていた。「入所者の居室」「廊下」については、複数回答率は比較的高かったが、最も使用する場所となっている施設は少なかった。

(6) 最も使用する施術場所の詳細

最も使用する場所の詳細(主要な設備等の有無)について、出張理容を実施している1,914施設、出張美容を実施している施設1,074施設について回答を求めた。

面積は10~20㎡程度が多くなっていた。

「窓あり」が理容1,558施設(81.4%)、美容844施設(78.6%)であった。

「換気扇あり」が理容1,515施設(79.2%)、美容847施設(78.9%)であった。

「水道あり」が理容1,516施設(79.2%)、美容818施設(76.2%)であった。

「洗面台あり」が理容1,314施設(68.7%)、美容734施設(68.3%)であった。

「冷房あり」が理容1,685施設(88.0%)、美容922施設(85.8%)であった。

「暖房あり」が理容1,751施設(91.5%)、美容966施設(81.5%)であった。

「備付のごみ箱あり」が理容1,492施設(78.0%)、美容804施設(74.9%)であった。

「備付の鏡あり」が理容1,192施設(62.3%)、美容683施設(63.6%)であった。

また、「理美容用いすあり」が理容574施設(30.0%)、美容356施設(33.1%)であった。理美容用いすが有ると回答した施設について、その台数の内訳は、「1台」が理容343施設(59.8%)、美容187施設(52.5%)と過半を占めており、いずれも8割程度が「2台以下」であった。

「シャンプー用いすあり」は理容273施設(14.3%)、美容216施設(20.1%)であった。シャンプー用いすが有ると回答した施設について、その台数の内訳は、「1台」が理容177施設(64.8%)、美容128施設(59.3%)と過半を占めており、いずれも8割程度が「2台以下」であった。

床の材料については、理容・美容ともに類似傾向を示していた。最も多い材料は、「合成樹脂」が理容707施設(36.9%)、美容378施設(35.2%)、「板フローリング」が理容660施設(34.5%)、美容372施設(34.6%)であり、この2つの材料を合計すると全体の7割程度を占めていた。

シートの利用については、「床の上にシートを敷かない」と回答した施設が、理容1,184施設(61.9%)、美容501施設(46.6%)で、「シートを敷く」施設と比較すると多くなっていた。

(7) 施設側で準備する備品・機材

施設側で準備する備品・機材について複数回答を求めたところ、「いす」が理容66.9%、美容63.1%、「清掃用具」が理容55.6%、美容42.5%、

「ゴミ箱」が理容53.4%、美容43.3%、「鏡」が理容42.0%、美容38.1%、「作業台」が理容33.3%、美容28.8%が上位となっており、これらの備品・機材については施設側で準備している施設が少なくなかった。

(8) 理容・美容サービスの内容

サービスの内容について複数回答を求めたところ、「カット」が理容98.3%、美容94.8%と圧倒的に多くなっていた。出張理容の場合には、「顔剃り」65.3%、「白髪染め」31.5%、「パーマ」27.0%、「洗髪」24.9%、の順でサービスを実施していた。また、出張美容の場合には、「カラー・白髪染め」58.7%、「パーマ」53.5%、「顔剃り」45.2%、「洗髪」38.8%、の順でサービスを実施していた。出張美容の場合、実施数は少ないものの、「化粧」56施設(5.2%)、「ネイル」24施設(2.4%)などのサービスを実施している施設も一定数あった。

(9) カットの料金

カット料金は、出張理容の場合で平均1,740円、出張美容の場合で平均1,850円となっていた。これは洗髪を含まない場合が多い中での平均値である。最も高い料金は、理容4,900円、美容7,600円の事例があった。

(10) 理美容師の所属

出張理美容の理美容師の所属については、理容師の場合「地域の理美容所」に所属している場合が67.8%と最も多く、次いで「出張理容を専門にしている事業所」に所属している場合が28.1%を占めていた。一方、美容師の場合、「出張美容を専門にしている事業所」に所属している場合が49.3%を占め、次いで「地域の美容所」が42.9%となっており、理容師と美容師で出張サービスにおける所属の傾向が異なっていた。

(11) 理美容師の選定方法

理容師では「地域で探す」24.3%、「知人からの紹介」21.5%、「理容組合の紹介」18.5%、

「事務所からの営業」18.2%、が比較的多い選定方法となっていた。美容師では「事務所からの営業」35.3%、「知人からの紹介」22.7%、「地域で探す」17.9%が比較的多い選定方法となっていた。

(12) 施設職員の付き添いの有無

「必ず職員が付き添う」施設は、理容で569施設(29.7%)、美容で229施設(21.3%)となっていた。むしろ、「必要に応じて職員が付き添う」施設が多く、理容で1,073施設(56.1%)、美容で624施設(58.1%)、と過半を占めていた。一方、「職員は付き添わない」とした施設も少なくなく、理容で246施設(12.9%)、美容で185施設(17.2%)と一定数を占めていた。

(13) 施設職員の役割

出張理美容における施設職員の役割は、出張理容・出張美容とも上位1～4位が同一項目という類似傾向となっており、上位から順に、「居室から実施場所までの送迎」(理容83.9%、美容78.6%)、「不穩時の補助」(理容67.3%、美容63.2%)、「施術中の姿勢保持や移乗などの補助」(理容61.7%、美容53.4%)、「理美容師と入所者のコミュニケーション補助」(理容51.3%、美容47.2%)となっていた。

(14) 出張理美容中の事故への対応

「あらかじめ事業所と取り決めをしている」施設は、理容で465施設(24.3%)、美容で295施設(27.5%)に留まっていた。一方で「とくに取り決めをしていない」施設は、理容で1,344施設(70.2%)、美容で699施設(65.1%)を占めており、全体の7割程度の施設では、出張理美容中に生じる事故に関する対応・取り決めについて、特段の備えをしていなかった。

3. 施設要件と施術場所との関係

出張理容・出張美容の施術場所として最も利用されている場所を、専用に設計された理美容

室とそれ以外の2群に分類し、施設要件との関係を調べた。

(1) 施設の規模（延床面積）と施術場所

出張理容・出張美容ともに、3,000㎡未満の施設では、理美容室の利用は2割に満たないが、5,000㎡以上の施設では約半数が理美容室を使用しており、延床面積が大きい施設で専用に設計された理美容室を使用している傾向がみられた。

(2) 建築年と施術場所

出張理容・出張美容ともに、2000年以前に建築された施設では、理美容室の利用は2割程度だが、2000年以降に建築された施設では4～5割が理美容室を使用しており、建築年が新しい施設ほど専用に設計された理美容室を使用している傾向がみられた。

(3) 定員と施術場所

定員と施術場所の間には、顕著な関係は見られなかった。

(4) 平均要介護度と施術場所

平均要介護度と施術場所の間には、違いは見られなかった。

4. 施術場所と施術環境との関係

施術場所として最も利用されている場所を専用に設計された理美容室とそれ以外の2群に分類し、施術場所と施術環境（設備等の物理的環境）との関係を調べた。

(1) 面積

理美容室の面積は、出張理容・出張美容ともに20㎡までのところが多くなっていた。理美容室以外の施術場所では、20㎡までのところは3割程度であり、それ以上の広さのところが多く、50㎡を超えるところが出張理容で15.4%、出張美容で13.8%であった。

(2) 換気設備

窓の有無をみると、理美容室は出張理容で

69.9%、出張美容で69.3%であり、理美容室以外の施術場所では、それぞれ85.9%、83.2%であることと比較して、窓のある割合が低くなっていた。一方、換気扇の設置状況をみると、理美容室は出張理容で89.0%、出張美容で93.2%であり、理美容室以外の施術場所では、それぞれ73.8%、73.9%であることと比較して、換気扇のある割合は高くなっていた。

(3) 水道・洗面台

水道と洗面台は、何れも理美容室には9割以上設置されており、理美容室以外の施術場所では水道が7割前後、洗面台が6割弱であることと比較して、設置率が高くなっていた。

(4) 冷房・暖房

冷房・暖房は、理美容室とそれ以外の施術場所のいずれも8割以上の設置率であり、大きな違いは見られなかった。

(5) 備付けのゴミ箱・鏡

備付けのゴミ箱は、理美容室（出張理容87.5%、出張美容87.5%）の方がそれ以外の施術場所（出張理容73.2%、出張美容69.3%）と比べると若干設置率が高くなっていた。

備付けの鏡については、理美容室では9割以上（出張理容93.0%、出張美容95.3%）の設置率であるのに対し、それ以外の施術場所では5割（出張理容49.8%、出張美容50.5%）であり、理美容室が有意に高くなっていた。

(6) 理美容用いす・シャンプー用いす

理美容用いすがあるのは、理美容室では出張理容で71.2%、出張美容で73.0%であり、それ以外の施術場所ではそれぞれ12.6%、16.5%であることに比べて有意に高くなっていた。

シャンプー用いすは、理美容室では出張理容で35.6%、出張美容で43.2%であり、理美容用いすと比べてその割合は低くなっていたが、理美容室以外の施術場所ではそれぞれ5.3%、10.2%とほとんど設置されていない状況であること